



創

人を創り、地域力を高めるまちづくり

基本目標 1

1-1 町民との協働によるまちづくり

現状と課題

住民自治、コミュニティ

町内には市街地区農村地区併せて67の自治会があり活発に活動していますが、近年、自治会活動に取り組む役員等の高齢化により、新たな担い手確保が課題となっています。また、地域コミュニティ活動の拠点である集会所の老朽化も進んでおり、集会施設を計画的に修繕し維持管理に取り組む必要となっています。

また、「地域サポーター制度※」については、各自治会が抱える課題や自主的な活動、行政への事業協力など、自治会が果たす役割が近年多くなっていることから、町職員が自治会とのパイプ役を担い協力しながら、課題解決に向けて取り組んでいます。

住民参加、協働

平成23年4月、美幌町自治基本条例※の施行により、町民が主役のまちづくりや協働の推進・コミュニティ活動を明文化しました。美幌町は過去より住民参加や協働が盛んでありますが、現在、各ボランティア団体等はメンバーの固定化や高齢化が進み、若者の参画や後継者不足が課題となっています。

広報

主に広報誌とホームページを通じて情報を発信しています。広報誌は更なる見やすさの追求と内容の充実を図ることが必要です。ホームページは、平成23年度から各担当で記事を作成できるシステム（CMS※）を導入しましたが、担当によって情報発信量に格差があるほか、デザインの統一や検索性などに課題があり、これらを解決するために、平成27年度にホームページのリニューアルと管理体制の見直しを進めています。

広聴

広く町民の声を聴くため、毎年、自治会連合会と懇談会を共催し、広く地域の声を拾い上げています。また町民の悩み事には「悩み心配ごと相談※」を毎月開設し、町民が利用しやすい相談窓口を開設しています。

町の行政情報を町民に知ってもらう「まち育出前講座※」による利用が毎年増えており、好評を得ていますが、さらに多くの町民に利用され、親しみを持って行政情報を知ってもらえるよう、講座メニューの拡充や、希望される講座設置が今後の課題です。

人権

法務大臣より委嘱された人権擁護委員※が中心となり、町内小中学校で開催される人権教室など、思いやりのある心が育めるよう活動しています。

また、毎月「調停・人権擁護委員※」による相談日を開設し、多様な人権侵害などに対して、様々な相談を受けております。



基本目標 1

男女共同参画

「びほろ男女共同参画プラン※」に基づき、男女の対等な立場を確立し、あらゆる分野で共に参画できるまちづくりを推進しています。国の施策である「第3次男女共同参画基本計画※」に基づき、審議会等の女性登用率30%を目標とし、年度で相違があるものの、ほぼ目標値を達成しています。また、女性団体が主体となった講演会開催や研修参加を行い、研鑽を重ねて自主的活動を担っています。

陸上自衛隊美幌駐屯地

近年、大規模な災害等が全国各地で発生しており、東日本大震災にも美幌駐屯地から隊員が派遣されるなど、過去の大規模災害時における陸上自衛隊美幌駐屯地の存在は大きく、隊区内2市8町においても重要な役割を担っています。また、国際平和協力活動等における支援活動は、多くの国民から高く評価されており、地域住民に大きな信頼を与えています。

平成25年末に策定された「新防衛計画の大綱※」（概ね10年間）及び「中期防衛力整備計画※」（平成26年度～平成30年度）では、北海道における陸上自衛隊員の定数は維持されたものの、新たな大綱で示された「統合機動防衛力※」を構築するため、第5旅団※が機動旅団に改編される予定となっていることから、美幌駐屯部隊への影響が懸念されるところです。今後も、美幌駐屯部隊の更なる充実整備が望まれます。

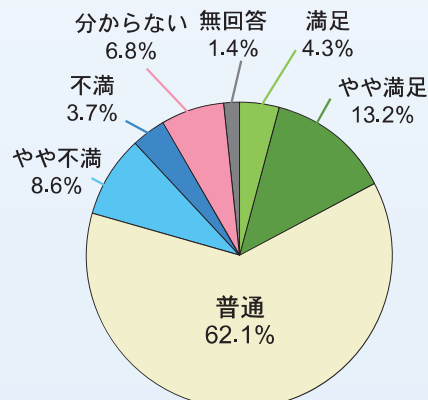
- ※地域サポーター制度：平成20年から町職員が“地域サポート職員”として自治会連合会と協働しながら課題解決をする制度
- ※美幌町自治基本条例：町民が主役として、まちづくりの理念やルールを定めたもの
- ※CMS：専門知識がなくてもホームページを簡単に更新できるシステム
- ※悩み心配ごと相談：毎月第2水曜日実施している調停委員と人権擁護委員による定例相談
- ※まち育出前講座：町民要望に応じた場所に出向き、町政情報を提供して町民参加と情報共有を行う。
- ※人権擁護委員：基本的人権の尊重と啓発のため、法務大臣から委嘱された委員
- ※調停（・人権擁護）委員：調停委員は、豊富な知識経験や専門的な知識を持つ一般市民の中から選ばれ、民事調停や家事調停などを行う。
- ※びほろ男女共同参画プラン：女性の地位・福祉の向上と社会参画を推進して、地域づくりに寄与するためのプラン
- ※第3次男女共同参画基本計画：男女共同参画社会基本法に定められた法定基本計画で、政府が策定し、ほぼ5年毎に見直しされている。
- ※新防衛計画の大綱：中期的な視点で日本の安全保障政策や防衛力の規模を定めた指針。現在は25大綱、概ね10年で見直しとなる。
- ※中期防衛力整備計画：防衛計画の大綱に基づき、防衛力の整備、維持及び運用などを具体的に定めた計画
- ※統合機動防衛力：陸海空3自衛隊の統合運用を重視し、機動的に部隊を展開することにより防衛力をより強靱にすることが可能
- ※第5旅団：北部方面隊（北海道）に所属する部隊であり、司令部を帯広駐屯地に置く。北海道道東の防衛警備、災害派遣を主任務とする。
- ※機動旅団：離島への攻撃に実効的かつ機動的に対処する部隊。25大綱で新たに定められた。

人を創り、地域力を高めるまちづくり

基本的な考え方と指標

- 美幌町自治基本条例に基づく町民が主役のまちづくりを推進し、安心安全で心豊かな生活が送れるよう町民主体の自主的な活動に対し引き続き支援します。
- 町や自治会が所有する地域集会所を長く活用できるように、計画的な維持管理や修繕等に努めていきます。また、自治会活動の問題である新たな担い手確保や育成への協力に努め、自治会と協働しながら地域の自主的活動を支援していきます。自治会が抱える課題解決のため、地域サポーター制度活用や担当窓口による協力支援を継続して行います。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
自治会など地域の活動、行事



基本目標 1

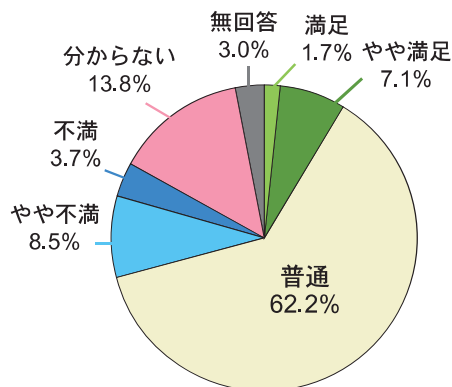
○情報提供及び情報共有は、まちづくりの基本であり、重要な要素のひとつです。町の情報提供手段として、最も広く提供できる広報誌については、見る側の視点に立った情報提供に努めます。また、アクセス数が年々増加しているホームページについても見直すとともに、SNS※など新たな情報提供手段も取り入れていきます。さらに、町民が利用しやすい相談等の窓口設置や、わかりやすい情報提供ができるよう努めます。

○人権擁護委員と町が連携しながら、広く啓発を行い、町民一人ひとりの人権意識を高めていきます。

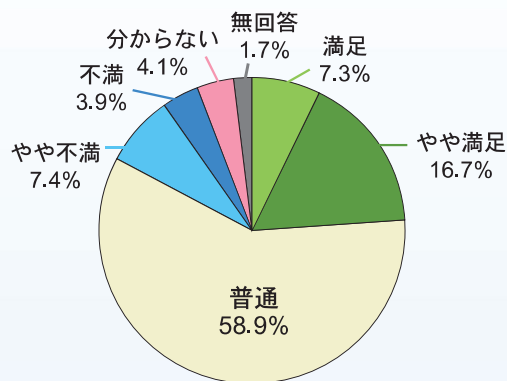
○各種委員会等への女性登用率を、引き続き目標値30%に設定し周知を行うとともに、びほろ男女共同参画プランを基に男女共同参画への意識啓発や諸活動の定着を行います。また、セクシュアルハラスメント※やドメスティックバイオレンス（DV）※等の防止に向けた啓発や、相談窓口の開設を継続し、特に女性が相談しやすい環境整備に努めます。

○陸上自衛隊美幌駐屯部隊の充実・整備を図るため、駐屯地との関係が日本一良好な関係にあるとの高い評価を得ている地域住民との更なる一体感を醸成し、自衛隊協力会※をはじめ協力諸団体一丸となって駐屯地に対する支援を継続するとともに、隊員削減の反対活動並びに新たな部隊・訓練施設の誘致に向けた陳情要望活動を実施します。また、美幌駐屯部隊と日常的な連携強化を図り、あらゆる災害等に対応する体制を整えます。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
住民がまちづくりに参加する機会



満足度（H26 まちづくりアンケート）
役場からの情報提供
（広報、ホームページなど）



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
審議会等※の女性登用率	H26	27%	30%	30%	30%
自治会加入率	H27	76%	77%	78%	80%
町ホームページへのアクセス件数	H26	273,725 件	300,000 件	320,000 件	340,000 件

※ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、Facebook や LINE など、社会的なつながりをインターネット上などで持つことができるサービス

※ セクシュアルハラスメント：性的ないやがらせを意味し、一般的には略してセクハラと言われる。

※ ドメスティックバイオレンス（DV）：同居関係にある配偶者や元夫婦・恋人等の間で起こる暴力

※ 自衛隊協力会：OBで組織する隊友会や父兄会、女性（夫人等）協力会など自衛隊を支援する団体

※ 審議会等：国や地方自治体などに付随する行政機関、または、任意に設けられる諮問機関

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 町民主権による自治の推進	① 自治基本条例の適正な運用 【まちづくりG】	行政によるアクションプラン※の進行管理、自治推進委員会※による実効性のある住民参加の推進を図ります。
	② 自治基本条例に基づく青少年等の町民参加のまちづくりの推進 【まちづくりG】	次世代の担い手である青少年及び子どもが、それぞれの年齢にふさわしい方法による町政参加の推進を図ります。
	③ 自治基本条例に基づく協働のまちづくりの推進 【まちづくりG】	町民、自治会、活動団体、事業者、議会及び行政による協働のまちづくりの推進を図ります。
(2) まちづくり活動の促進	① 暮らし安全まちづくり条例※に基づいた実践活動の支援充実 【まちづくりG】	災害、犯罪及び事故を防止する為、自治会等の自主的に行う各団体の活動に対して支援、協力を行います。
	② まちづくり団体による活動促進 【まちづくりG】	美幌町まちづくり活動奨励事業補助金※を活用した各団体の活動補助を行い、制度周知により活用を促進します。
	③ まちづくり活動への反映を意識した研修の実施 【まちづくりG】	ふるさとづくり事業※を通じて、必要な事業に対して助成を継続します。
(3) コミュニティ活動の促進	① コミュニティ組織や人材の育成と組織の活動支援 【まちづくりG】	コミュニティ組織が活動しやすい環境作りのために、自治会連合会等への補助金による支援をはじめ、人的な協力にも積極的に努めて、活動推進を図ります。 また、住民への自治会加入の啓発を図り、自治会組織の強化や役員等の担い手には、行政と自治会連合会が協力しながら人材確保に努め、安定した自治会組織の継続性を確保していきます。
	② コミュニティ施設への支援 【まちづくりG】	自治会所有の集会室の維持にかかる水道や電気料金等の基本料金に対する助成や、修繕工事への補助を行いながら各地域のコミュニティ活動や地域の交流場所として、地域単位での活動や交流を促進していきます。
	③ 地域サポーターの利活用によるコミュニティ活動支援 【まちづくりG】	地域サポーター制度の利用しやすい環境作りに努め、自治会への周知や利活用を推進します。
(4) 地域活力の基盤となる集会室の整備 【まちづくりG】		地域集会室の整備については、地域要望等を踏まえ、実現のため公共施設等総合管理計画※で整備施設とした位置づけをして、推進を図ります。
(5) 広報の充実	① 広報誌の充実 【総務G】	特集記事の充実や分かりやすく読みやすい文章と見やすいレイアウトを工夫し、広報誌の更なる充実を図ります。
	② 美幌町ホームページの充実 【総務G】	迅速な行政情報の発信をはじめ、見やすさを重視し、ホームページの充実を図ります。

基本目標 1

人を創り、地域力を高めるまちづくり

施策の区分		施策の内容
(5) 広報の充実	③情報提供の多様化に向けた取り組み 【総務 G】	情報提供の手段が多様化しており、情報の受け手のニーズに合った手段で情報を提供するため、どの情報をどの手段で提供するかを見極め、的確な情報を適当な方法で情報提供していきます。
	④まち育出前講座の充実 【まちづくり G】	町民ニーズを的確に捉えた講座メニューを増やしていくとともに、子ども向けのメニューについても検討していきます。
(6) 広聴の充実	①町民からの相談体制の充実 【まちづくり G】	町民の悩み事には「悩み心配ごと相談」の窓口を設置しており、利用しやすい窓口整備に努めます。
	②町民との意見交換の機会充実 【まちづくり G】	町長の「車座トーク※」をはじめ「自治会連合会と行政との懇談会」等や「地域サポーター制度」の活用により、直接町民と対話する場を設け、町民に広く周知し声を聴く機会充実に努めていきます。
(7) 情報公開の推進	①積極的な情報公開の推進 【総務 G】	ファイリングシステム※を導入し、情報公開請求に迅速な対応をするとともに、必要な情報を積極的に公開していきます。
(8) 人権を尊重したまちづくり	①人権擁護の啓発 【まちづくり G】	人権擁護委員会を中心とした人権啓発活動に対し支援するとともに、「まち育出前講座」のメニュー追加や広報等により広く町民に周知します。
(9) 男女共同参画社会の推進	①男女共同参画についての理解促進 【まちづくり G】	男女共同参画についての理解を高めるため、講演会開催や研修等で意識づくりを推進していきます。
	②各種委員会等への女性登用 【まちづくり G】	政府の政策である第3次男女共同参画基本計画に基づき、各種委員会等への女性登用率30%を目標とし、今後も推進を図ります。
	③セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス（DV）の防止に向けた広報及び相談の充実 【まちづくり G】	広報等によるセクハラ、DV防止の啓発を続けると共に、女性のための相談窓口の開設を継続します。 また、関係機関との連携をさらに充実するように努めます。
(10) 自衛隊美幌駐屯部隊の充実整備	①美幌駐屯地の充実整備に向けた陳情・要望活動の推進 【総務 G】	隊員削減反対行動並びに新たな部隊及び教育訓練施設の誘致に向けた陳情・要望活動を行います。
	②主力部隊の6普通※、101特科※の充実整備 【総務 G】	更に、主力部隊となる第6普通科連隊※、第101特科大隊※の充実整備を図るとともに、保養施設※の誘致、新編部隊の配置に向けた活動に取り組みます。
	③保養施設※の誘致 【総務 G】	
	④新部隊配置に向け、具体的提案型陳情の展開 【総務 G】	
(11) 自衛隊美幌駐屯部隊における防災対応と連動した体制の確立	①美幌駐屯地との連絡体制の充実強化 【総務 G】	美幌町地域防災計画の更新時に美幌町防災会議の構成員として参画を要請します。 災害発生時の隊員（リエゾン※）派遣による情報収集、災害対応等の連携を図ります。
(12) 自衛隊美幌駐屯部隊と地域住民との更なる一体感の醸成	①自衛隊協力諸団体との連携 【総務 G】	美幌駐屯部隊充実整備期成会※、美幌地方自衛隊協定会※等を通じて協力諸団体との連携を強化し、美幌駐屯地の諸行事等の活動を支援します。

基本目標 1

- ※ アクションプラン：自治基本条例を推進するための具体的な計画内容
- ※ 自治推進委員会：自治基本条例を守り育て、実効性を高めるために設置された委員会
- ※ くらし安全まちづくり条例：災害、犯罪及び事故から町民の安心と安全を確保する基本理念を定め、責務を明記
- ※ 美幌町まちづくり活動奨励事業補助金：自治会や団体等が、地域の課題や活性化に向けて自ら企画し自主的に取り組む活動への補助金
- ※ ふるさとづくり事業：基金を活用して、まちづくり活動に資する事業を行うことで、活力あるまちづくりを推進する。
- ※ 公共施設等総合管理計画：公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを定めた計画
- ※ 車座トーク：町長が自治会や団体等の集まりにおじゃまして、意見交換を行う。
- ※ ファイリングシステム：公文書を従来の簿冊に綴じるのではなく、個別フォルダで収納・管理し、専用のキャビネットで保管するもの。文書の私物化を防ぎ、目的の文書を速やかに探し出すことが可能となる。
- ※ 第6普通科連隊（6普連）：第5旅団に所属する部隊であり、美幌駐屯地に駐屯する部隊
- ※ 第101特科大隊（101特科）：北千歳駐屯地に所在する第1特科群に所属する部隊であり、美幌駐屯地に駐屯する部隊
- ※ 保養施設：災害派遣や国際平和協力活動派遣後の隊員のメンタルヘルスやカウンセリングを受けられる施設
- ※ リエゾン：災害対策現地情報連絡員。災害対策本部が設置された際に、情報収集、連絡要員として町に派遣される隊員
- ※ 美幌駐屯部隊充実整備期成会：陸上自衛隊美幌駐屯部隊の存置及び充実を図る団体。諸団体等の代表者をもって構成
- ※ 美幌地方自衛隊協会の：自衛隊の激励並びに後援等に努めるとともに、自衛隊の健全な育成・発展に寄与する団体。隊区内2市8町の首長・議長等で構成

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町自治基本条例を生きた条例にするためのアクションプラン	平成23年度～
美幌町公共施設等総合管理計画	平成29年度～平成58年度（予定）
びほろ男女共同参画プラン	平成28年度～平成32年度（予定）
美幌町地域防災計画	平成25年度～



1 — 2 持続可能な行財政システムの確立

現 状と課題

行政運営

平成24年度から、行政評価（事中評価・事後評価）※に取り組み、現在は総合計画・予算・行政評価の各事業項目を統一させ実効性の高い運用を図っています。

行政改革※は、第5次行政改革実施計画（平成25年度～平成27年度）に基づき取り組んできましたが、完全実施に至っていない一部の事務事業の改善及び外部委託の推進を図っていく必要があります。

財政運営

平成24年11月に策定した第2次財政運営計画※に基づき、財政の健全化に努めていますが、生産年齢人口の減少による町税収入の伸び悩み、縮減傾向にある地方交付税※、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加、社会保障関連経費の増大など、町を取り巻く財政環境は厳しさを増しています。

ふるさと納税※をはじめ、安定した自主財源の確保に努めるとともに、事業の選択と集中化を図りながら過疎対策事業債※を有効活用するなど、将来を見据えた効率的かつ計画的な財政運営が求められています。

広域行政

広域連携事業においては、一部事務組合である美幌・津別広域事務組合※により、共通する政策課題の共同化や事務事業の効率化を図っていますが、今後も関係自治体との情報共有と連携強化により、他分野での広域的な連携を模索し効率的な事業を引き続き進めることが必要です。

基 本的な考え方と指標

- 効率的で適正な行財政運営に努めるとともに、事務事業の透明性を図り、最小の経費で最大の効果をあげる取り組みを引き続き進めていきます。
- 将来に向けて質の高い行政サービスを提供するためには、財政情報の透明性を高めながら、事業の優先度や緊急性を常に検証しつつ、真に必要な事業に限定して取り組むなど、引き続き健全な財政運営を推進します。

電算システム

自治体が行う業務を円滑かつ正確に行うためには、電算システム※の活用は必要不可欠なものとなっており、そのためには膨大な量の様々な情報を保有し、かつ、随時正しい内容にしておかなければなりません。

町で保管している情報のそのほとんどが「個人情報」であるため、その管理は厳格に行うべきものであり、また、運用にあたっては職員一人ひとりが重要性、秘匿性、機密性を認識する必要があります。

本町では電算データを格納するファイルサーバー※を自庁管理していますが、昨今クラウド化※が主流となっています。次期電算システム更新時にはデータ管理の効率性、経費面での優位性等を勘案し、本町にとって最善の電算システム形態を構築していく必要があります。

※ 行政評価（事中評価・事後評価）：行政の事業目的を明確にし、実施成果を客観的に評価して、現状認識と課題改善につなげるもの。

※ 行政改革：行政組織の効率化と経費削減を目的とした取組

※ 第2次財政運営計画：平成25年度から平成34年度までの10年間の中長期的な財政見通しのもと、財政健全化への取組強化を図るための計画

※ 地方交付税：どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう国から市町村に対して交付される交付税

※ ふるさと納税：任意の自治体に寄附し寄付額のほぼ全額が税額控除される制度で「ふるさと寄附金」とも言う。多くの自治体で謝礼品を出す。

※ 過疎対策事業債：過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められた地方債（市町村の借金）

※ 電算システム：コンピュータによって継続的に成果（結果）が導かれる仕組

※ ファイルサーバー：自身の管理している記憶装置をネットワーク上の他のコンピュータと共有し、外部から利用できるようにするコンピュータ

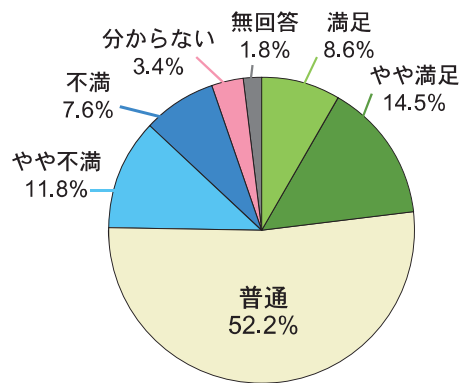
※ クラウド化：自らのコンピュータ内で管理運用してきた情報システムを、インターネット等を通じて外部の事業者が管理するサービスを利用する形にすること。

※ 美幌・津別広域事務組合：美幌町と津別町で消防及び火葬場業務を共同で運営している地方公共団体

基本目標 1

- 電算システムにおける機器上でのセキュリティ強化、脆弱性※発見時の速やかな対応を行うとともに、情報を取り扱う職員がその情報の重要性を認識し慎重な姿勢で業務を遂行する体制を構築します。また、更新時期が近づいている現行システムの更新においては、現在主流となっている「クラウド」を検討項目に追加し、本町に適した電算システムの管理形態を検討していきます。
- 人口減少社会にある中で少子高齢化が更に進行しており、保健・医療・観光など様々な分野において複数自治体による広域的な事務事業の連携を視野に入れた、定住自立圏構想※の調査研究を進めていきます。
- 共通課題を整理した中で最小の経費で最大の効果をあげるため、関連自治体との連携により効率的で効果的な広域行政を進めます。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
役場の窓口対応やサービス



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
実質公債費比率※	H26	10.0%	10.6%	10.9%	11.2%
将来負担比率※	H26	1.5%	6.5%	9.5%	12.5%

※ 脆弱性：コンピュータの OS やソフトウェアにおいて、プログラムの不具合や設計上のミスが原因となって生じる情報セキュリティ上の欠陥

※ 定住自立圏構想：「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の魅力を活用し連携・協力して、地域住民の暮らしを圏域全体で確保し、地方の人口定住を促進する政策

※ 実質公債費比率：一般会計等における借入金の元利償還金及び準じた経費が占める、一般財源の標準的な規模に対する割合。この比率が高まると財政の弾力性が低下したことを表す。

※ 将来負担比率：一般会計等の借入金のほか将来負担すべき実質的な負債が、一般財源の標準的な規模に対する割合を表した比率。

施策

施策の区分	施策の内容	
(1) 行政組織の活性化	①権限移譲※を考慮した機構改革及び定員配置 【総務 G】	課題や必要に応じ、組織の見直しを検討します。また、再任用制度※を活用した人員管理を行います。
	②職員の能力向上と能力、実績を重視した人事管理の推進 【総務 G】	人材育成型の人事評価を全職員に本格導入します。
(2) 行政運営、行政サービスの効率化	①公共施設等総合管理計画の策定及び固定資産台帳整備※の実施 【財務 G】	公共施設等のサービス水準、再配置等について、具体的に検討することや今後の地方公会計※導入を視野に取り組みを進めます。
	②文書管理体制の整備 【総務 G】	ファイリングシステムを導入し、効率的、効果的な行政運営を進めます。
	③電子申請、イベント等の予約システムの整備 【総務 G】	スマートフォンへの対応などにより利便性の向上を図ります。

基本目標 1

人を創り、地域力を高めるまちづくり

施策の区分		施策の内容
(2) 行政運営、行政サービスの効率化	④ 庁舎改築検討 【総務 G】	将来の建設に備えて、新庁舎の建設に向けての事業手法等の検討研究を行います。
	⑤ 電算システムの管理運営、次期システム更新の対応 【総務 G】	行政サービスを停滞させることの無いよう電算システムの管理運営体制を維持するとともに、日々進化している電算処理手法に対応できるシステム構築を進めます。また、次期システム更新にあたっては、災害、事故等のリスクやコスト面を多角的視点から検討し本町にとって最善のシステムの導入に努めます。
(3) 総合計画の管理、行政評価の推進	① 行政評価を含めた総合計画の進行管理の実施 【まちづくり G】	事務事業における P D C A サイクル※の確立と、総合計画・予算・行政評価が三位一体で取り組むことで、業務方針や目的を持ち効率的な業務遂行に取り組みます。
(4) 美幌版総合戦略の着実な推進	① 美幌版総合戦略※の随時見直しによる効果的な実施 【まちづくり G】	人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢において高い持続性を確保するため、美幌版総合戦略※を着実に実行します。 また、戦略にあっては町民参加による推進委員会において P D C A サイクル※による随時見直しを行い、効果的な推進を図ります。
(5) 健全な財政運営の推進	① 第 2 次財政運営計画の着実な実行 【財務 G】	財政状況を広く情報発信し、財政情報の共有化を図ります。 歳入の確保と歳出の抑制を図ることで収支バランスのとれた財政運営を行います。 事業の優先度や緊急性を踏まえ、持続可能な財政運営を実現します。
	② 財政基盤の強化と効率的な財政運営 【財務 G】	ふるさと納税、遊休資産の売却など、自主財源の確保に努めます。 公共施設の最適化を進め、計画的で効率的な保全管理に努めます。
	③ 過疎地域自立促進市町村計画※に基づく過疎対策事業の推進 【財務 G】	過疎地域からの自立に向け、過疎対策事業債の有効活用を図ります。 事業の選択と集中化を図り、財政規律の確保に努めます。
(6) 行政改革の推進	① 行政改革実施計画の推進及び行政改革大綱※の策定 【まちづくり G】	第 6 次行政改革実施計画の推進及び第 4 次行政改革大綱※を策定し、事務事業の改善や外部委託の推進を図ります。
(7) 危機管理体制の充実	① 危機管理意識の向上 【総務 G】	職員研修及び実動訓練を実施することにより、危機管理意識の向上と的確な災害対応の充実に努めます。
	② 危機管理対応マニュアルの作成 【総務 G】	職員災害時初動マニュアル、避難所運営マニュアル等を作成します。
(8) 情報セキュリティの強化	① サイバー攻撃に対する対応 【総務 G】	従来にも増してサイバー攻撃※が巧妙かつ複雑化している中で、それに対応しうるセキュリティ体制の構築を進めます。 町電算担当職員と保守業者が連携を密にし、不正通信等のチェックを行います。

基本目標 1

施策の区分		施策の内容
(8) 情報セキュリティの強化	② 職員の情報に対する意識向上 【総務 G】	個々の職員が業務上取り扱っている情報の重要性、秘匿性、機密性に対する認識向上のため、定期的に注意喚起文書の配布又は説明を行います。 情報流出事故の主な原因は、人的ミスによるものであることから、最低限遵守しなければならない事項を周知徹底します。
(9) 広域行政の推進	① 定住自立圏構想の研究 【まちづくり G】	人口減少社会を迎え、近隣自治体と役割や機能を分担・協力、施設の相互利用など、町民生活の機能が維持できるよう、安定的、継続的行政サービスが提供できるよう「定住自立圏構想」の研究を行います。
	② 広域連携事務事業の更なる推進 【まちづくり G】	これまでの広域連携事務・事業を、更に連携する地域や業務の拡大の検討を行います。

- ※ 権限移譲：国や都道府県の権限を市町村に移し、移譲先の市町村で事務処理ができるようにすること。地域住民の意向を反映した意思決定や地域の特徴を活かした行政の展開が可能となる。
- ※ 再任用制度：勤務実績が良好であり、就労意欲のある定年退職者等を最長65歳まであらためて採用することができる制度
- ※ 固定資産台帳整備：公共施設等総合管理計画の策定に関連して、市町村が所有する土地、建物、機械などの固定資産を管理するための帳簿を整備すること。
- ※ 地方公会計：現金収支を表す従来の会計に対して、現金収支のほか、資産や負債の状況を示す新たな公会計
- ※ PDCAサイクル：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善する手法
- ※ 美幌版総合戦略：人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として制定された「まち・ひと・しごと創生法」において、策定に努めることとされた美幌版の総合戦略
- ※ 過疎地域自立促進市町村計画：人口減少等に伴い過疎地域に指定された市町村が、地域資源を活用して地域の自立促進を図るために必要な事業を定めた計画
- ※ 行政改革大綱：行政改革の基本方針や推進項目を定めて、ほぼ10年毎に見直し策定
- ※ サイバー攻撃：コンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行なうなど標的のシステムを機能不全に陥らせること。



人を創り、地域力を高めるまちづくり

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町公共施設等総合管理計画	平成29年度～平成38年度（予定）
美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成27年度～平成31年度
第2次美幌町財政運営計画	平成25年度～平成34年度
美幌町過疎地域自立促進市町村計画	平成28年度～平成32年度（予定）
第6次美幌町行政改革実施計画	平成28年度～平成31年度（予定）

基本目標 1

1-3 国際・国内交流の推進

現状と課題

地域間交流

友好姉妹都市ケンブリッジ*との交流が主であり、美幌高校とケンブリッジ高校とで交換留学を行い、学校や生徒による相互交流を行っています。留学生をホームステイで受け入れるボランティアが少ない状況です。

このためホームステイや通訳等のボランティア協力が得られるよう、町民に広く周知や理解を求める必要があります。

※ 友好姉妹都市ケンブリッジ：ニュージーランドのワイパ地区にある町で、1997年（平成9年）10月12日に友好姉妹都市の提携調印。
※ ちょっと暮らし：「移住」を促すことを目的に、地域での日常生活を体験してもらうこと。

移住、定住の推進

移住、定住対策として、移住を希望する方が町の生活を一定の期間にわたり体験できるよう、5連泊以上の者を対象に「ちょっと暮らし*」を展開しています。

体験施設としては、「グリーンビレッジ美幌」及び平成27年度より供用開始となった「移住体験住宅」を活用しています。

また、春から秋頃までは移住体験者がいるものの、冬期間はほとんどいないことから、冬期間の利用者の増加を図ること及び完全移住につなげることが課題となっています。

基本的な考え方と指標

- 国際化や地域活性化への対応可能な人材を育成するため、友好姉妹都市ケンブリッジへの留学事業を中心に、将来を担う生徒による交流事業の充実や支援を継続展開していきます。
- 本町の交通アクセスの優位性や災害の少なさなどを活かした積極的なPRを行い、移住・定住及び二地域居住の促進を図るとともに、観光・物産の交流により交流人口の増加を図り、移住定住につなげていきます。



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
友好姉妹都市との交流機会回数	H26	2回	3回	4回	4回



施策

施策の区分	施策の内容
(1)国際交流の推進	①国際交流に関わるボランティア登録の充実 【まちづくりG】 ホームステイや通訳へのボランティア登録について広く町民に周知し、理解を深め充実させます。
	②友好姉妹都市を中心とした、地域間交流活動の充実 【まちづくりG】 ケンブリッジ高校と美幌高校の交換留学を継続し更に充実させ、また高校以外の農業関係をはじめとした留学も検討し、友好姉妹都市を中心とした国際交流の推進に取り組みます。
(2)国内交流の推進	①観光・物産交流の推進 【商工観光G】 観光イベントや物産展などのイベントを通じて地域や団体等との交流の推進を図ります。
(3)移住・定住の推進	①移住・定住受け入れ体制の推進 【まちづくりG】 交通アクセスや災害の少なさなどの地域特性を積極的にPRし、「移住体験住宅」を活用しながら移住・定住の促進を図ります。 また、冬季スポーツや冬のイベントなど「北海道ならではの」の魅力の発信を行い、冬期間における「移住体験者」の増加を図るとともに、「四季折々の魅力」と「住みやすさ」を体験していただくことにより、“完全移住”及び“二地域居住”の促進を図ります。

人を創り、地域力を高めるまちづくり



1-4 地域の安全対策の充実

現状と課題

交通安全

近年の交通死亡事故については、交通環境の整備や交通事故抑止活動等により、全国・全道的に減少傾向にあります。未だ悪質な飲酒運転や無謀な運転などによる悲惨な交通事故が後を絶たず、一瞬にして尊い命が失われています。

本町における交通安全運動の取り組みに対する町民の意識は高く、運転者に対する街頭啓発や児童生徒及び高齢者等に対する交通安全教室の開催など総ぐるみで実施されており、交通事故抑止に効果を上げています。今後も幼児から高齢者まで交通安全に対する意識を持たせるよう学習機会をつくり、特に事故の被害者となりやすい高齢者向けの指導・啓発を拡充させていく必要があります。また、高齢者の交通事故を未然に防ぐため、高齢者の運転免許証返納を促す仕組みの検討も必要です。

交通安全環境の整備については、自治会や地域住民の要望も把握しながら、関係機関との連携を図り、施設の点検を充実して安全な環境整備に努め、交通事故の発生を未然に防ぐ取組が必要です。

歩道等交通安全施設の老朽化に伴う修繕や改良のうち、通学路については教育委員会、警察関係機関、住民参加による委員会が策定した「通学路の安全プログラム※」に基づき優先順位を設定し、計画的な整備が必要です。また、他の路線についても、計画的な整備促進が課題となっています。

基本的な考え方と指標

- 交通安全に対する意識を高めるとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故の発生を未然に防ぐため、交通安全施設のあり方、方向性について「通学路の安全プログラム」委員会等を設置し、歩道等交通安全施設の設置及び老朽化した施設の修繕や改良などを検討し計画的な整備を進めます。
- 防犯意識を高めると共に、自治会や防犯団体と連携した活動・啓発を行います。また、自治会の防犯灯設置やLED灯対応などに協力し、地域ぐるみで防犯に努めます。

防犯

近年の犯罪発生傾向としては窃盗が多く、特に車上ねらいや自転車の盗難が増えています。このような犯罪被害は誰にでも起こる可能性があり、日頃から町民の防犯意識を高め、地域ぐるみによる防犯活動への取り組みが必要です。

防犯に対する活動は主に各防犯団体が自主的に行っています。今後も連携を深め、巡視や広報活動の充実・工夫を行いながら、啓発と防犯意識を高めていくことが必要です。

防犯灯は各自治会で設置し、維持管理を行っており、町は電気料金を負担しています。未整備箇所への新設や老朽化した防犯灯の更新対応が課題となっています。

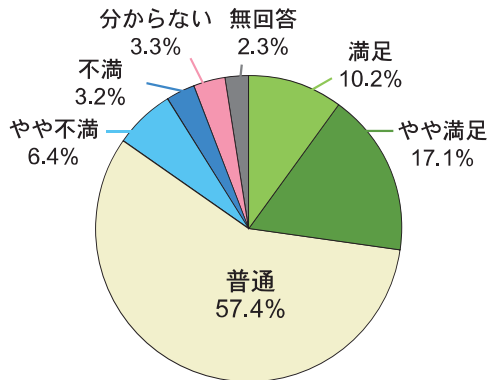
※通学路の安全プログラム：「美幌町通学路交通安全プログラム」美幌町通学路安全推進協議会（教育委員会・学校・PTA・警察・道路管理者）が合同点検を実施して策定した交通安全上必要な対策を定めた基本方針



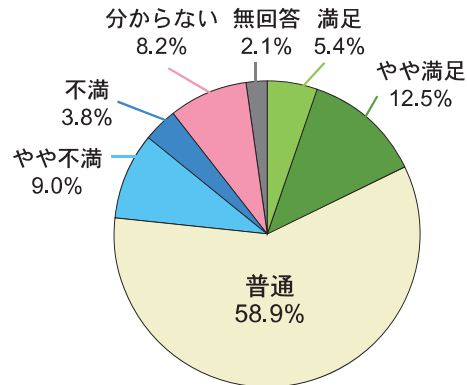
- 交通事故がもたらす社会的・経済的損失は非常に大きく、悲惨な交通事故を防止するために、町、警察署等関係行政機関、関係民間団体との緊密な連携のもとに施策を推進し、町民の主体的な交通安全活動を積極的に、かつ継続的に取り組み、「交通安全意識の啓発は家庭から地域から」を基本に、町民参加・協働型の交通安全活動を推進します。

基本目標 1

満足度（H26 まちづくりアンケート）
交通安全に対する取り組み



満足度（H26 まちづくりアンケート）
犯罪の防止、消費者の保護



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
交通事故発生件数	H26	36件	35件	30件	25件

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 交通安全施設の整備	①通学路等における交通安全対策 【建設G】	関係機関、住民参加による委員会で策定した安全プログラムに基づき、優先順位を設定し計画的に歩道等の交通安全施設の整備を行います。
	②危険箇所の交通安全対策 【建設G】	カーブミラーの設置や道路標識・標示、交差点照明など、交通安全施設の維持整備を行います。
	③冬道の安全対策 【建設G】	滑りやすい交差点や横断歩道等への滑り止め砂の設置や防雪柵の設置による視界不良、吹き溜まりの解消など、各種交通安全施設の維持整備を行います。
(2) 交通安全活動の推進	①交通安全啓発活動の充実 【まちづくりG】	交通安全街頭啓発等住民参加による町民総ぐるみでの運動を継続し、啓発活動の充実を図ります。
	②交通安全学習機会の充実 【まちづくりG】	各自治会、老人クラブや幼稚園・保育園・学校などに交通安全教室等の学習の機会を提供し、特に事故の多発する自転車運転のルールやマナーについて若年層並びに高齢者への指導、啓発を強化します。
	③高齢者の交通安全対策の推進 【まちづくりG】	高齢者の免許自主返納について公共交通の利用等の支援を図り、周知と返納の促進に取り組めます。

人を創り、地域力を高めるまちづくり

基本目標 1

人を創り、地域力を高めるまちづくり

施策の区分		施策の内容
(2)交通安全活動の推進	④交通安全指導体制の強化 【まちづくりG】	交通安全推進のための活動に関わる関係団体・組織の連携強化と指導員の後継者育成・確保を図ります。
(3)防犯対策の推進	①防犯・暴追など各活動推進 【まちづくりG】	防犯活動団体※の活動に対して支援協力をさらに進めます。また暴追運動※の取り組みでは町民手作りのふるさと祭りを継続実施します。
	②防犯に関する注意喚起 【まちづくりG】	警察や関係機関から特殊詐欺など速報性が必要な犯罪情報の提供を受け、町広報や自治会配布チラシ等で注意喚起し、未然に被害を防ぎます。 また、各防犯団体と協力した啓発活動等を継続実施します。
(4)犯罪を防ぐ環境整備	①夜間における防犯対策 【まちづくりG】	自治会と協力して防犯対策上、必要な場所に防犯灯の設置・更新を図り、地域の安全安心に向けて取り組みます。 自治会による防犯灯の新規設置や更新の取り組みに対し、資機材提供や電気料金の負担を行いながら双方協力した防犯対策に努めます。

※ 防犯活動団体：ここでは美幌町自治会連合会防犯部会、美幌町防犯協会及び美幌町暴力追放推進協議会を指す。

※ 暴追運動：「暴力追放運動」を略したもの。

関連する計画

計画の名称	計画期間
第10次美幌町交通安全計画※	平成28年度～平成32年度
第2期美幌町地域福祉計画※	平成27年度～平成31年度

※ 第10次美幌町交通安全計画：交通事故のない社会を目指して、人や交通環境に係る安全対策を推進する計画。

※ 第2次美幌町地域福祉計画：「すべての人々がたがいに助け合い温かに暮らせるまちへ」を基本理念に、だれもが安心して生活できる地域社会づくりを目指して第1次計画がH21に策定され、平成26年度に第2次計画が策定されたもの。



基本目標 1

1-5 公共交通の充実

現状と課題

バス路線

本町における公共交通は、ＪＲ石北本線の鉄道をはじめ、北見・網走・津別を繋ぐ路線バスや市内を移動するための循環線（ワンコインバス）、町内農村地区から中心市街地への乗合タクシー※や混乗スクールバス※など地域住民の足として利用されていますが、本格運行から数年が経過し、利用者が年々減少しています。

このような状況の中、地域住民の重要な足として、バス路線の円滑運行と維持に努めていますが、市街地と農村部の中間となる郊外エリアにも、公共交通が利用しやすい仕組みをつくることが求められています。さらに公共交通の利用者を増やすため公共交通の利便性を高め、公共交通の運行を維持・確保していくことが必要です。

※乗合タクシー：農村方面に住む65歳以上及び身体に障がいのある方を、タクシーで無料代替運行する。一人1カ月に6枚の無料代替券を町で交付するが、有償で回数券も購入できる。

※混乗スクールバス：児童生徒の安全な送迎を最優先に、バスの定員の範囲内で運行路線地区に居住する方が利用できる運行バス

※女満別空港整備・利用促進協議会：女満別空港の整備拡充及び利用促進を図り、地域経済及び観光産業の活性化を図ることを目的とした女満別空港周辺市町及び関係機関で組織されている協議会

※プロモーション：消費者の購買意欲を喚起すること。

※女満別空港国際チャーター便誘致協議会：女満別空港に国際チャーター便を誘致し、地域経済及び観光産業の活性化を図ることを目的とした北網圏の市町及び関係機関で組織されている協議会

※国際チャーター便：旅行会社、航空会社などが運行する外国への臨時便、貸し切り便のこと。

女満別空港関係

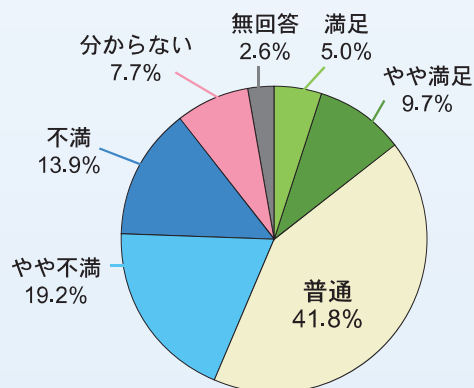
女満別空港整備・利用促進協議会※の活動として、関西地域誘客や東京（羽田）線利用促進事業（プロモーション※）を他の市町村と協力しながら実施しています。さらに、女満別空港国際チャーター便誘致協議会※にて、他の市町村と協力しながらさらにプロモーション事業を進めています。

平成23年度以降空港から美幌峠行きバスを期間限定で運行しているものの利用者が少ないので、他の手法も含めて検討が必要です。

平成25年度の北海道に訪れる外国人観光客が過去最高の115万人となったことや、北海道観光の閑散期である12～2月にも多くの外国人が来道していることから、年間を通じた道東の魅力を発信し、国際チャーター便※の受入を強化していくことが必要です。



満足度（H26 まちづくりアンケート）
公共交通の利用のしやすさ（バス、鉄道など）



基本的な考え方と指標

○町民、地域からの要望を把握・検討し、関係機関と連携を図りながら効率的な公共交通の運行や利便性の向上を図ることで、利用促進に向けた取組を進め、地域住民の足の確保のため公共交通の確保維持に努めます。

○観光・ビジネスの観点からも重要な位置づけである航空機（「空の公共交通」）の利便性向上を図るため、女満別空港へのアクセスの充実や航空路線の拡大に努めます。

基本目標 1

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
バス利用者数 （市内循環線、美幌高校線、乗合タクシー）	H26	33,968 人	37,000 人	37,000 人	37,000 人

施策

☆（）で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分		施策の内容
(1) 総合的な公共交通体系の構築	① 交通網形成における協議・検討 【まちづくりG】	地域公共交通総合連携計画※の見直しや検討（地域公共交通網形成計画※の策定等）を行い、コンパクトシティの実現のため、公共交通の体系を検討・構築していきます。
	② J R 石北本線の路線及び安全確保と利便性向上への要望 【まちづくりG】	鉄道沿線自治体との協議、検討を進め郊外及び循環バスとの接続による鉄道利用の利便性を確保し、観光、産業、イベントを含めた利用促進に努めます。
(2) 鉄道の充実・確保	① 鉄道利用の促進 【まちづくりG】	鉄道沿線自治体との情報交流や協議、石北本線の路線維持と利用促進のための利便性向上や美幌駅のサービス維持確保を要望していきます。
	② バス路線の利便性の向上と利用促進 【まちづくりG】	路線バス、ワンコインバス、混乗スクールバス等による交通弱者の足を確保するため、運行の利便性を高める取り組みを進め、公共性と公平性に努めます。
	（ワンコインバスなど住民の足の確保充実） 【まちづくりG】	高齢化社会に対応した、公共交通として住民の足の確保を行うため、公共交通活性化協議会の活用を進めながら、ワンコインバス運行等をはじめ、地域全体を考慮した運行や、住民ニーズや要望を把握し、交通利便性向上への取り組みを目指します。
(3) バス路線の充実	① 混乗スクールバスの効率的運用 【まちづくりG】	混乗スクールバスの利便性を高めた効率的な運行を検証し、周知を図りながら町民が利用しやすい運行に努めます。 また、老朽バス車両の更新を計画的・年次的に進めます。
	② 乗合タクシーの利便性の向上と利用促進 【まちづくりG】	利用料金や無料回数券の公平性を確保するとともに、地域住民のニーズに応じた運行経路や乗降場所の変更等利便性の向上に努めます。
(4) 乗合タクシーの利用促進	① 航空路線の拡充と運賃は正の要望 【商工観光G】	「女満別空港整備・利用促進協議会」構成自治体と協力し、路線の拡充及び運賃の是正要望に努めます。 特に北海道新幹線開業に伴い、道東観光を推進する上からも2次交通の整備が重要なことから、「女満別空港整備・利用促進協議会」などを通じ、各航空会社に「函館⇄女満別」の就航や「丘珠⇄女満別」の路線復活の要望を実施します。
(5) 女満別空港の利便性向上		

基本目標 1

施策の区分		施策の内容
(5) 女満別空港の 利便性向上	② 空港アクセスの充実 【商工観光 G】	J R 美幌駅経由の女満別空港⇄美幌峠間バス 運行の継続に努めるとともに、バス利用促進の ための効果的な情報発信に努めます。
	③ 国際チャーター便の拡大要請 【商工観光 G】	「女満別空港国際チャーター便誘致協議会」 において外国人来道者等の現状把握を行うとと もに、プロモーション活動等によりチャーター 便の誘致を図ります。

※ 地域公共交通総合連携計画：法に基づいて、市町村が地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するために作成
する計画

※ 公共交通活性化協議会：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条に規定する協議会（法定協議会）

関 連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町地域公共交通総合連携計画	平成 21 年度～



人を創り、
地域力を高めるまちづくり

基本目標 1

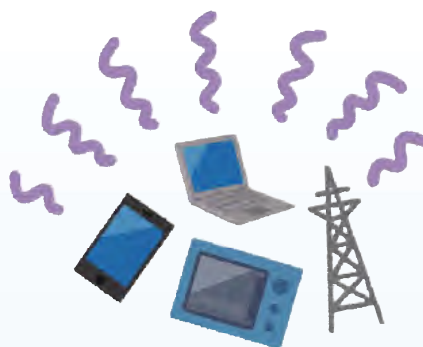
1-6 地域の情報化の推進

現状と課題

光ファイバー網*の整備は、民間事業者により進められています。農村地区については、まだ整備されていない地域も多い状況ですが、市街地は、毎年度エリアが拡大されており、今後も継続して順次整備を進めていく必要があります。

電子申請等の活用状況は、イベント等の申し込みに活用するケースが増え、利用件数も増加しています。スマートフォンの普及等により、さらなる活用が見込まれるため、町ホームページのスマートフォン対応及びSNS等を導入し、更なる活用方法についても検討を進める必要があります。

※ 光ファイバー：データ伝送速度の速さ、一度に伝送できるデータ量の大きさに優れた通信回線



基本的な考え方と指標

○ 光ファイバー網の整備は、民間事業者の協力を得て整備を進めていきます。電子申請システム等による利便性の向上については、新たな活用方法も含め検討します。また、SNS等の導入、活用方法について検討します。

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
オンライン申請・届出件数	H25	12,602件	13,000件	13,500件	14,000件

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 情報化の基盤整備	① 光ファイバー網の整備促進 【総務G】	民間事業者との協力により、整備を進めます。
	② 高度情報処理の推進 【総務G】	イベント、講座、特定健診等の申込及び一部の申請などの活用を推進します。
	③ 情報化による住民利便性の向上（SNSを利用した情報発信） 【総務G】	スマートフォン等に対応した活用方法を検討します。
(2) 情報通信の活用推進	④ 公衆無線LANの整備充実 【総務G】	公共施設におけるWi-Fi 整備*を計画的に実施します。

※ Wi-Fi 整備：インターネットを無線で利用できる環境を整備すること。

基本目標 1

1-7 防災体制の強化

現状と課題

近年、大規模地震、集中豪雨、暴風雪、竜巻などによる被害が各地で発生し、災害に対する対策や防災意識の高まりが見られる中、本町では、これまで災害発生が比較的少ない状況であります。震災や水害など町民の日常生活に大きな影響を与える災害は、いつ、どこで発生するか予測することが難しく、日頃から災害発生に備えておくことが必要です。

大規模な災害が発生した際、被害を最小限におさえるには各家庭、自治会、事業所などの迅速な行動が必要です。また、自力で安全な場所に避難することが困難な災害時避難行動要支援者*など災害弱者への配慮は、防災上最も重要な課題です。

防災体制の充実に、町民の参加はもちろんですが、警察や消防署、自衛隊などの関係機関との連携及び情報共有が不可欠であり、災害時に備えた総合的な防災訓練の実施も必要です。

自治防災組織の取り組みについては、毎年自治会連合会が主催している「自主防災総合訓練*」を実施しているほか、自主防災組織を設立している自治会においても会員自ら防災訓練を計画実施しており、災害時の行動意識が高まっています。また、自治会等の自主的な取り組みに対して、防災資機材等の購入補助や防災リーダー*の養成をするなどの支援を行っています。

一方、こうした自主防災組織の設立は、その多くが市街地区で、農村地区では設立が少ない状況にあることから、新規設立が課題となっています。

※ 災害時避難行動要支援者：災害時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な方

※ 自主防災総合訓練：自分の地域は自分で守るため、市街地自治会を東西南北に4地域で分け、毎年10月に実施している自治会連合会の総合訓練

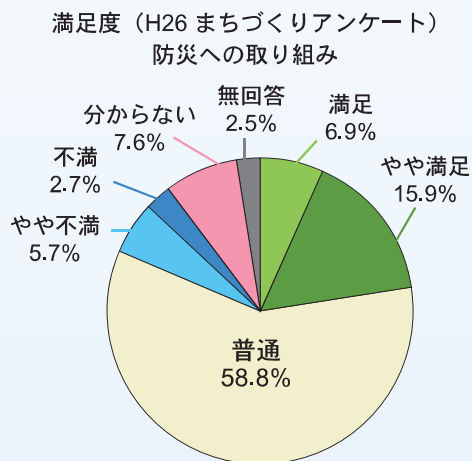
※ 防災リーダー：自主防災組織の推進のため、自治会で家庭の防災や救護訓練を消防署で受講し、知識や技能を体得した方

人を創り、地域力を高めるまちづくり

基本的な考え方と指標

○「美幌町地域防災計画*」に基づき、防災体制の整備を進めますが、計画については随時見直しや充実を図ります。また、防災関係機関との防災協定の締結を推進するとともに、自ら避難することが困難な災害時避難行動要支援者への対応として「要支援者台帳と個別支援計画」の整備を図ります。

○災害に対する町民意識の高揚を促し、また、発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには自助的活動が必要であり、自治会連合会や各自治会を主体とした防災訓練、防災体制や防災資機材の整備、強化など住民が自ら災害に備える総合的な対策を進めます。



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
自主防災組織の結成率	H27	61%	70%	85%	100%
防災資機材備蓄率	H27	92%	100%	100%	100%

※ 美幌町地域防災計画：美幌町において防災のために処理すべき業務などを、災害対策基本法に基づき美幌町防災会議が定めた計画

基本目標 1

施策

☆() で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

人を創り、地域力を高めるまちづくり

施策の区分	施策の内容
(1) 防災体制の充実、強化	①地域防災計画及び国民保護計画※に基づく対策強化 【総務 G】
	②備品の整備や訓練による防災意識の向上、体制の強化 【総務 G】
	(地域と連携した様々な災害減災訓練の実施) 【総務 G】
	(公的備蓄の着実な推進) 【総務 G】
	③関係団体との連携や防災協定の推進 【総務 G】
	④災害時における避難者支援体制の強化 【総務 G】
(2) 自助的活動の促進	①防災リーダーの養成 【まちづくり G】
	②自主防災組織の活動推進 【まちづくり G】

※ 国民保護計画：武力攻撃事態等において、住民の避難や救援といった国民保護措置に関する要領を、国民保護法に基づき美幌町が定めた計画

※ 自主防災資機材等購入補助金：自治会で備える防災資機材に対する購入補助金

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町地域防災計画	平成 25 年度～
美幌町国民保護計画	平成 25 年度～
第 2 期美幌町地域福祉計画	平成 27 年度～平成 31 年度
美幌町高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画	平成 27 年度～平成 29 年度
第 4 期美幌町障がい福祉計画	平成 27 年度～平成 29 年度

基本目標 1

1－8 消防・救急体制の強化

現状と課題

消防については、近年、災害の大規模化・多様化に加え、地域の少子高齢化の進展に伴う救急ニーズの高まりなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、この状況に迅速かつ確に対応していくことが必要です。

消防資機材整備の充実に努め、総合的な消防力の向上を図る必要があります。また、消防団員※数は現在条例定数を下回っている状況にあり、地域防災の中核を担う消防団として、更なる体制の充実が求められています。

救急活動については、毎年増加の傾向にあります。高規格救急車※の更新整備など必要な資機材の充実に努めるとともに、町民に対し応急手当の知識と技術の普及が求められています。

築40年を経過した消防庁舎は耐震診断※の結果、耐震性能が不足していると診断されたため大地震の場合、災害対応対策の拠点施設としての機能が十分に発揮されないことが懸念されることから耐震化への検討が必要です。

※ 消防団員：消防職員と異なり、災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ活動を行う、非常勤特別職の地方公務員

※ 高規格救急車：救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載している救急車

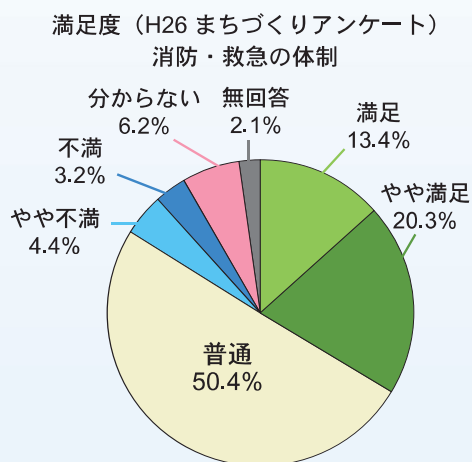
※ 耐震診断：旧耐震基準で建築され、耐震性能を保有していない建物を、現行の構造基準（耐震基準）で耐震性の有無を診断するもの。



人を創り、地域力を高めるまちづくり

基本的な考え方と指標

- 町民一人ひとりの防火意識を高めるため、各年齢層に合わせた研修会の開催や防火の指導に努め、町内からの焼死事故の絶無を目指します。
- 大規模自然災害や複雑・多様化する災害に対するための消防施設・設備及び装備の充実に努めるとともに、即応体制の強化を図ります。
- 消防団への加入促進を図るとともに、常備消防※との連携強化による実践的な防災体制を構築します。
- 高規格救急車の整備や救命処置に伴う装備の充実に努めるとともに、救急体制の強化に努めるほか、各種団体へ救命講習等の普及に取り組み、応急処置の正しい知識と技術の習得による救命率の向上を目指します。



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
住宅用火災警報器設置率	H26	81.57%	85%	90%	95%
救命に関する講習会の修了者数 （年間受講者数。更新含む）	H26	365人	300人	300人	300人

※ 常備消防：町に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の消防職員が勤務している。

施策

人を創り、地域力を高めるまちづくり

施策の区分	施策の内容	
(1) 常備消防体制の充実	① 消防車両・救助資機材の更新整備 【広域組合】	整備計画により消防車両・救助資機材を更新します。
	② 災害活動用職員貸与品※の更新 【広域組合】	各種災害用貸与品の整備を計画的に進めます。
	③ デジタル無線設備の更新等維持管理 【広域組合】	通信指令施設とあわせ、デジタル無線設備を更新し維持管理に努めます。
(2) 火災予防広報活動の推進	① 住宅用火災警報器の設置促進と維持管理の指導 【広域組合】	全戸設置を目標にPR活動を継続します。また、制度開始から8年が経過しているため、電池切れへの対応等について各種防火指導や広報を通じて適切な維持管理を指導します。
	② 消防関係団体との連携による啓発活動の充実 【広域組合】	消防外郭団体※と連携し、消防弱者宅の防火訪問や火災予防運動等の諸行事を通じて、防火意識の高揚を図ります。
(3) 消防団の充実	① 消防団員の確保 【広域組合】	消防団協力事業所のPRにより、団員の勤務する職場を重点的に募集します。 また、自治会連合会女性部との連携や広報を通じて女性団員の確保に努めます。
	② 消防団安全装備品の計画的整備 【広域組合】	災害現場における消防団員の安全確保のため、装備品の整備を計画的に進めます。
(4) 救急体制の強化	① 救急車両・資機材の更新整備 【広域組合】	現有の2B型救急自動車※を高規格救急車に更新整備するなど、計画的に救急車両・資機材の更新整備を行い救急の充実強化に努めます。
(5) 救命に関する技術や知識の普及	① 普通救命講習およびAED※講習会の推進 【広域組合】	救命入門コースや分割講習、WEB講習により受講の選択肢と受講しやすい環境を整え継続普及に努めます。
(6) 消防施設の整備	① 消防庁舎耐震化の推進 【広域組合】	耐震診断結果に基づき消防庁舎の耐震化について検討を行います。

※ 災害活動用職員貸与品：災害時に活動するための消防職員に個人貸与する装備品及び被服など

※ 消防外郭団体：主に、防災などの消防協力団体で、美幌防火協会、美幌町婦人防火クラブ、美幌地区危険物安全協会、美幌防火管理連絡協議会の4団体

※ 2B型救急自動車：「2ベッド救急自動車」のこと。標準救急自動車

※ AED：「自動体外式除細動器」のことで、電気ショックを与えて心臓の動きを正常に回復させる装置